

# 長野県雲南省研修員派遣事業実施要綱

## (目的)

第1条 この事業は、長野県雲南省派遣研修員(長野県から中国雲南省へ派遣する研修員)を派遣し、中国に関する理解を深め、長野県と雲南省はじめ中国との架け橋として将来の友好交流を担う人材を養成することを目的とする。

## (派遣期間)

第2条 派遣期間は1年以内とし、中国雲南省人民政府と協議の上、決定する。

## (派遣人数)

第3条 長野県派遣研修員(以下「研修員」という。)の人数は、中国雲南省人民政府との協議の上、決定するものとする。

## (研修機関)

第4条 研修を実施する機関は、中国雲南省人民政府との協議の上、決定するものとする。

## (研修の内容)

第5条 研修員は、次の各号に掲げる研修を受けるものとする。

- (1) 中国語の語学研修
- (2) 中国の政治、経済、社会等の諸事情に関する研修
- (3) その他、中国雲南省人民政府との協議の上、決定する研修

## (研修員の要件)

第6条 研修員は、次の各号に掲げる要件に該当する者のうちから選考する。

- (1) 中国語を習得しようとする意欲がある者
- (2) 長野県出身又は県内の大学、大学院、短期大学、専修・各種学校に在籍する学生で、中国について関心があり、中国に関する理解を深め、将来、本県と雲南省をはじめとする中国との交流に関わろうとする意欲のある方。  
なお、研修機関の規則等により、中国国籍を有する者を本事業の対象外とする。
- (3) 心身ともに健全で、中国の法令、研修機関の規則又は規律等を遵守できる者
- (4) 年齢18歳以上25歳以下の者
- (5) 中国語の基礎的能力を有する者
- (6) 1か月に1回、「研修レポート」及び「派遣研修員だより」を提出できる者
- (7) 研修終了後、本県の求めに応じて、中国語の通訳、翻訳、友好交流事業等に対する施策の提言など、県の事業への協力が可能な者

## (応募申請書の様式)

第7条 研修員に応募しようとする者は、長野県雲南省派遣研修員応募申請書(様式第1号)を提出するものとする。

## (研修員の決定)

第8条 研修員は、第7条の規定による申請書を提出した者のうちから、選考により決定する。

- 2 選考要領は、別に定めるものとする。
- 3 研修員として決定を受けた者は、派遣に関する誓約書(様式第2号)及び研修に必要な経費負担承諾書(様式第3号)を提出するものとする。

(経費)

第9条 研修員は、派遣に当たり次の各号に掲げる経費を負担するものとする。

- (1) 旅券（パスポート）取得に係る経費
- (2) 往復航空運賃（空港使用料、帰国する際の空港利用税を含む。）
- (3) 超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える部分に係る料金）
- (4) 日本国内移動費（居住地から日本国内の国際空港間の往復交通費）
- (5) 査証（ビザ）取得に係る経費
- (6) 海外旅行傷害保険料
- (7) 傷害、疾病に関する医療費
- (8) 健康診断料
- (9) 教材費
- (10) 出入国登録費
- (11) 個人的に自由行動する場合の諸経費

(研修報告書の提出)

第10条 研修員は、研修修了後、別に定めるところにより研修報告書を提出しなければならない。

(派遣の取消)

第11条 研修員として決定を受けた者が次の各号に該当する場合は、合格通知後、派遣後を問わず、研修員としての資格を取り消すものとする。派遣後にその資格を取り消された者は、直ちに帰国させるものとする。

- (1) 第6条に規定する研修員の要件を満たさないと判断される場合
- (2) 第7条に規定する様式第1号に虚偽の記載があった場合
- (3) 第8条に規定する様式第2号に記載する事項を遵守しない場合
- (4) 第8条に規定する様式第2号又は第3号を指定する期日までに提出しない場合

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。

## 長野県雲南省派遣研修員応募申請書

ふりがな					(写真貼付欄)  縦 45mm 横 35mm  上半身、正面 無帽、無背景		
氏名							
ローマ字	(姓)		(名)				
生年月日	(西暦)	年	月	日 ( 歳)		性別	男・女
出身地	〒 -						
現住所	〒 -						
	TEL		携帯 TEL				
	FAX		E-mail				
派遣期間中の日本国内の連絡先	〒 -						
	TEL		FAX				
	E-mail						
研修希望先	※「2024年度長野県雲南省派遣研修員募集のご案内」を参照。						
所属情報	学校名						
	学部・学科又は専攻	学年： 年 (R6.4.1現在)					
	卒業予定年月	(西暦)	年	月	卒業・修了 予定		
海外渡航・滞在歴	渡航又は滞在国内・地域	渡航又は滞在の目的	渡航又は滞在期間・時期				
			～				
			～				
中国語に関する資格の有無又は自己判断 (語学力)	(資格) 無・有 (中国語検定 __級、HSK __級 ( __点)) その他 (____)) (自己判断) _____						
趣味・特技							
健康状態							
旅券	無 ・ 有 (旅券番号: _____ /有効期限: (西暦) 年 月 日)						
私は、長野県雲南省研修員派遣事業に申し込みます。 私は、長野県雲南省研修員派遣事業実施要綱第6条及び第9条に掲げてある要件等をすべて満たしており、この応募申請書の記載事項は事実と相違ありません。 令和 年 月 日  氏名 (自署)							

### 個人情報の取扱いについて

この申請書で収集する個人情報は、長野県雲南省研修員派遣事業の実施のために使用し、この目的以外に個人情報を利用する場合は、本人に同意をいただくこととします。

(様式第2号)

## 誓 約 書

年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

本人 住所

氏名

保証人

住所

氏名

私は、長野県雲南省派遣研修員として中国雲南省へ派遣されるに当たり、長野県雲南省研修員派遣事業実施要綱に記載した事項を了解した上で、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

### 記

- 1 中国の法令を守ること。
- 2 長野県及び中国雲南省人民政府の指示事項に従うこと。
- 3 研修機関の規則及び規律を守ること。
- 4 研修の目的に関係のない政治又は宗教活動並びにこれらに類する活動は行わないこと。
- 5 中国において債務を負ったときは、自己の責任において弁済すること。
- 6 研修員の責により、長野県が研修を継続することが困難であると判断した場合においては、研修員としての身分の取消や研修の中止等を命じられても、不服を申し立てないこと。
- 7 現地情勢の変化等、研修員の責に帰さない事由により、研修継続が困難な状況となった場合は、県、派遣先、研修員等で対応を検討し、必要に応じて一時帰国するなど安全確保に努めること。
- 8 研修を修了し、帰国後、習得した語学力、知識等を活用し、長野県の求めに応じて、県の事業に協力すること。

(様式第3号)

# 経費負担承諾書

年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

本人 住所

氏名

保証人

住所

氏名

私は、長野県雲南省派遣研修員として中国雲南省へ派遣されるに当たり、長野県雲南省研修員派遣事業実施要綱第9条に基づき、研修に必要な経費を負担することを承諾します。